

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

平成 23 年 10 月
特許庁制度改正審議室

1. 改正の必要性

特許協力条約（Patent Cooperation Treaty。以下「PCT」という。）に基づく実施細則（以下「PCT 実施細則」という。）に定める国際予備審査請求書の様式が改正されたことに伴い、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和 53 年通商産業省令第 34 号。以下「国際出願法施行規則」という。）に規定する国際予備審査請求書（様式第 21、第 21 の 2）の様式について、これに適合するよう所要の改正を行う。

2. 改正の概要

今回、（１）の PCT 実施細則の改正が行われたことに伴い、これに適合するよう（２）の国際出願法施行規則の改正を行うこととする。

（１）PCT 実施細則の改正について

PCT 実施細則第 102 号の規定を受けて、国際出願法施行規則第 53 条第 1 項において、国際予備審査請求書は、様式第 21（日本語）又は様式第 21 の 2（英語）により作成しなければならないとしており、PCT 実施細則第 102 号の PCT/IPEA/401 の様式について、以下の改正が行われた（平成 23 年 7 月 1 日発効）。

国際予備審査請求書に添付する書類について、添付書類の表記に不明確な点があったため、その明確化を行った。すなわち、第 欄の照合欄において、単に「書簡」と表記していたものを「特許協力条約第 34 条の規定に基づく補正書¹に添付された書簡」とし、「特許協力条約第 19 条の規定に基づく補正書²（略）及び添付した書簡の写し」という表記を「特許協力条約第 19 条の規定に基づく補正書の写し（略）」と「特許協力条約第 19 条の規定に基づく補正書に添付された書簡の写し」の 2 つに分けた。

なお、実際に添付する書類には変更はない。

¹ 国際予備審査請求は、国際調査報告の送付から 3 月か優先日から 22 月のいずれか遅く満了する期間内（PCT 規則第 54 規則の 2）に行うことができる。PCT 第 34 条の規定に基づく補正は、請求の範囲、明細書及び図面についての補正ができ、国際予備審査請求と同時に国際予備審査報告が作成されるまでの間に行うことができる（PCT 規則 66.1(b)）。

² PCT 第 19 条の規定に基づく補正は、国際調査報告の送付から 2 月か優先日から 16 月のいずれか遅く満了する期間内（PCT 規則第 46 規則）に国際事務局に対して請求の範囲についてのみ行うことができる 1 回限りの補正である。

(2) 国際出願法施行規則の改正について

国際出願法施行規則の様式第 21 及び様式第 21 の 2 について、改正後の PCT 実施細則に定める様式に適合するようそれぞれの様式第 欄の照合欄において、「書簡」等の表記を明確化するため、「特許協力条約第 34 条の規定に基づく補正書に添付された書簡」の項目を追加し、「特許協力条約第 19 条の規定に基づく補正書（略）及び添付した書簡の写し」という表記を「特許協力条約第 19 条の規定に基づく補正書の写し（略）」と「特許協力条約第 19 条の規定に基づく補正書に添付された書簡の写し」の 2 つに分けた。

また、PCT 実施細則は英語で作成されるため（PCT 規則 86.2、89.3）、英語で定めた様式第 21 の 2 については、PCT 実施細則に規定されている様式と同一のものを規定する。

3 . 公布及び施行期日

公布日 平成 2 3 年 1 0 月 2 8 日(金)

施行期日 公布の日³

(参考)

【特許協力条約】

- ・ 1 9 7 0 年 6 月 1 9 日にワシントンで作成された特許協力条約。条約、条約に基づく規則及び条約に基づく実施細則で構成されている。日本国は昭和 5 3 年 1 0 月 1 日に加盟しており、平成 2 3 年 8 月時点での加盟国は 1 4 4 ケ国。
- ・ P C T は、一の発明について、出願人が多数国における出願日を確保するための手続の簡素化及び各国特許庁の審査労力の軽減等を目的としたもの。
- ・ 締約国の国民（出願人）は、原則として、自国の特許庁に自国の言語で作成した一の出願（国際出願）を行うことにより、その出願日がすべての締約国における出願日とみなされること（第 11 条）、すべての国際出願について国際調査（先行技術文献調査）が行われること（第 15 条）、出願人の請求により国際予備審査⁴が行われること（第 31 条）、締約国の審査に係属させるためには、当該締約国に対し、所定の期間内に当該締約国の言語による翻訳文を提出しなければならないこと（第 22 条、第 39 条）等を定めている。
- ・ P C T への加盟に伴い、P C T 制度を日本国において実施するため、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和 5 3 年法律第 3 0 号。以下「国際出願法」という。）特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和 5 3 年政令第 2 9 1 号）及び国際出願法施行規則が制定され、昭和 5 3 年 1 0 月 1 日から施行された。P C T の規定のうち、主に出願人が日本国特許庁に対して行う手続について必要的なものを規定している。

³ 今回の PCT 実施細則の様式改正は、平成 23 年 7 月 1 日から効力が発生するとされているが、効力発生日の直前である平成 23 年 6 月 27 日付け国際事務局長からの回章により決定されたものであることから、国内法令で様式を定めている締約国においては、国内法令が整備されるまでの当面の間は、改正前の様式を使用することが可能とされている。

⁴ 国際出願に係る書類に記載された発明が、新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかについての国際予備審査機関の予備的なかつ拘束力のない見解を示すもの。